

「千葉県中小企業等事業継続支援金」の拡充について

県では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年又は前々年同月と比較して30%以上減少している中小企業者等の皆さまに対して、支援金※（支援金A：幅広い事業者を対象とした支援金、支援金B：酒類販売事業者への上乗せ支給）を支給しています。

このたび、時短要請や外出自粛が長期間に及んだことから、幅広い事業者を対象とする支援金Aについて追加支給を行います。

また、支援金A・Bともに売上の比較対象月を延長するとともに、支援金Bの支給対象月に10月を加えます。

なお、支援金Aの追加支給については、すでに申請されている方の改めての申請は不要です。

※千葉県感染拡大防止対策協力金（飲食店、大規模施設・テナント向け）の支給対象となっている場合には、本支援金の対象とはなりません。

1 支援金A（幅広い事業者を対象）の追加支給及び対象月の延長について

○追加支給について

感染症の影響により売上が減少した幅広い事業者を対象とした支援分（支援金A）について、これまでの法人20万円、個人10万円（既存分）に加えて、法人10万円、個人5万円（追加分）を支給します。

【支給額】

- ・法人：これまでの20万円（既存分）に加え10万円を追加支給＝合計30万円
- ・個人：これまでの10万円（既存分）に加え5万円を追加支給＝合計15万円

※すでに申請している方については、新たに申請をいただかなくても11月下旬から12月を目途として追加分の支援金を支給します。

○対象月の延長について（下線が変更部分）

【対象者】

感染症の影響により、※令和3年4月～10月のいずれかひと月の売上が、令和元年又は令和2年の同月比で30%以上減少した中小企業者等

※下線部の変更前：令和3年4月～9月

2 支援金B（酒類販売事業者への上乗せ支給）の対象月の延長について （下線が変更部分）

【対象者】

まん延防止等重点措置等に伴う飲食店への酒類の提供停止を含む時短要請等の影響を受け、※令和3年4月～10月の期間について、各月の売上が前年又は前々年の同月と比較して、70%以上減少した酒類販売事業者

※下線部の変更前：令和3年4月～9月

【支給額】

- ・法人：20万円／月（※4月から10月の7ヵ月で最大140万円）

※下線部の変更前：4月から9月の6ヵ月で最大120万円

- ・個人：10万円／月（※4月から10月の7ヵ月で最大70万円）

※下線部の変更前：4月から9月の6ヵ月で最大60万円

ただし、売上減少額から国の月次支援金の上限額（法人20万円／月、個人10万円／月）を控除した額が、上記金額に満たない場合は、その額を上限とし、支給額は各月ごとに算定する。

※なお、10月分の申請については、11月以降、受付を開始します。

3 予算について

既定予算（143億1千万円）で対応

【参 考】

- ・支援金専用ポータルサイト <https://chiba-keizokushienkin.com>

- ・申請期限 令和3年12月28日（火）まで

※申請期限に向けて、制度の周知をより一層進めてまいります。